

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：11501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780009

研究課題名(和文) オランダ政権下におけるライシテ再検討作業に関する研究

研究課題名(英文) Change of secular politics under the Hollande administration

研究代表者

中島 宏 (Nakashima, Hiroshi)

山形大学・人文学部・准教授

研究者番号：90507617

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：フランスにおける宗教的着衣規制立法は、2004年スカーフ禁止法、2010年のブルカ禁止法と二度に渡って実現した。2012年に成立したオランダ政権下においては、禁止立法という方法に一定の反省が提示され、「ライシテ憲章」の配布・掲示といういわば「ソフト」な路線が選択された。学校教育という共和主義の原点に立ち戻ったともいえるかもしれない。しかしながら、2014年の欧州人権裁判所判決はブルカ禁止法に正当性を認めため、宗教的着衣規制はフランス以外の欧州諸国に拡大する兆しを見せている。また、私立保育所職員解雇事件を通して、宗教的着衣規制は公共空間のみならず、労働空間にまで拡大することとなった。

研究成果の概要(英文)： In recent years, the french parliament passed three acts to regulate the islamic veils in public space. But under the Hollande administration since 2012, the secular politics as the legal prohibition was reconsidered. Instead, the Charter of secularism was drafted and distributed to the public school as a soft politic. However, the European court of human rights has accepted the ban on burqa for living together and the affair of Baby Loup, where the staff of private nursery has been fired because of her wearing a headscarf, introduced the third legislation, spreading the possibility of prohibition of headscarf in a labor space.

研究分野：憲法学

キーワード：共和主義 ブルカ禁止法 政教分離 人権論

1. 研究開始当初の背景

本研究は、フランス・オランダ政権下におけるライシテ原則の再検討作業を分析することを通じて、フランスにおけるライシテ原則の現代の変容とフランスの共和主義モデルに関する研究を発展的に行おうとするものである。具体的には、公共空間における宗教的着衣規制に関する連続的な立法に関してオランダ政権下で一定の反省が垣間見えたこと、そして、フランスにおける非宗教性原則を共和国市民に涵養するための「ライシテ憲章」が新たに制定されたことに着目して、政権交代後のライシテ関連政策の変動を分析・検討するものである。

本研究代表者は、既に若手研究(B)『『ブルカ禁止法』とフランス共和主義』(課題番号 23730016・平成 23～25 年度)の助成を得て、サルコジ政権下で制定された「ブルカ禁止法」の制定過程と規制論理を分析していたところである。同禁止法が、第一に共和国の価値としての男女平等、第二に抽象的公序概念(「社会生活において相互に要請される最小限の基礎」としての顔面露出義務)の二つを根拠として、ブルカ着用を正当化していたことを明らかにした。

しかし、2004 年の公立学校におけるスカーフ禁止法に続く上記禁止法の制定については、2012 年の政権交代後、公的報告書や研究者による論文において一定の批判・反省が示されるようになった。度重なる禁止立法の「質」に関する懸念、ブルカ禁止法の適用可能性に関する現場からの懸念、そしてフランス共和主義強化立法に対する欧州・世界の批判的視点の自覚である。このような観点から、オランダ政権は従来の政策に対する一定の見直しを意識していたと思われる。本研究は、新政権におけるこのような変化に注目するものである。

ところが、下記研究成果において詳述するように、欧州人権裁判所がブルカ禁止法を条約に適合するものと判断したこと、新たにスカーフ着用保育士解雇事件が発生し、再びスカーフ禁止立法を求める世論が高まったこと、2015 年 11 月のパリ同時多発テロ事件や 2016 年 7 月のニーストラックテロ事件の発生を背景に、イスラム過激派に対する懸念が急激に高まったこと等の情勢変化があり、当初のオランダ政権が目指した政策転換は持続しなかったように思われる。本研究もこのような変化を考慮に入れて軌道修正しつつ、宗教的着衣規制立法に関する動向を継続的に分析することとした。

2. 研究の目的

(1)本研究においては、ブルカ禁止法の運用と制定後の状況を分析することを第一の目的とした。オランダ政権下の「ライシテ研究所」における議論を分析しつつ、ブルカ禁止法の適用事例の分析と宗教的着衣規制立法をめぐる議論状況を分析することとした。

(2)第二の目的として、欧州人権裁判所によるブルカ禁止法条約適合判決の分析を行った。ブルカ禁止法は、欧州人権裁判所 2010 年アフメト・アルスラン判決との整合性が問題となっていたが、2014 年の判決で条約に反しないと判断するに至った。判決の論理、特に何を否定し、何を肯定したのかという点に注目して分析することとした。

(3)第三の目的として、「ライシテ憲章」の内容を分析することとした。「ライシテ憲章」は役所や学校に配布・掲示された文書であり、公共空間における非宗教性遵守義務の徹底と定着を目標とするものである。なぜ憲章制定という政策が選択されたのか、そしてどのような事柄を市民や生徒に求めているのか、という点を分析することとした。

3. 研究の方法

(1)本研究の主たる研究方法は、文献・資料の分析・読解である。具体的には、「ライシテ研究所」が公表している報告書および「ライシテ憲章」が一次資料として分析対象となる。また、2014 年欧州人権裁判所判例および評釈を含む関連文献、さらにブルカ禁止法制定後に発生した事件に関する報道記事、判例、論文等も分析対象とした。

(2)当初は、フランスの憲法学研究者に対するインタビュー調査を通して、本研究の見直しと軌道修正を行うことを予定していた。実際には、ブルゴーニュ大学のオリヴィエ・カミイ教授が主催する政教関係に関する国際シンポジウムに参加する機会に恵まれたため(5の〔学会発表〕の)、同教授の助言や他の研究者による報告内容を参考にすることにより、本研究の軌道修正を行った。

(3)研究の成果は、論文や学会報告を通じて公表した。本研究においては、特にフランスやフィリピンにおいて開催された国際シンポジウムに参加することができたため、国外の研究者に対して研究成果を発表しつつ、研究遂行上の示唆や助言を得ることができた。

4. 研究成果

(1)オランダ政権下の一定の政策転換

フランスにおけるライシテ強化立法は、これまでに 2 度に渡って禁止立法という形で制定されてきた。すなわちシラク政権下の 2004 年スカーフ禁止法、そしてサルコジ政権下の 2010 年ブルカ禁止法である。

しかし、2012 年の政権交代により、このような「禁止立法による解決」という方向性に一定の修正が加えられたように思われる。オランダ政権下においては、個別の事件に対応するために禁止法を制定するという選択肢が敬遠され、役所や学校への「ライシテ憲章」(Charte de laïcité)の配布という、いわば「ソフト」な路線が選択された。

但し、後述するように、新たな禁止立法を求める声も根強く、結局は 2016 年に「第三の立法」が実現した。

禁止立法という手段が敬遠された背景として、1)海外からの批判と2)立法の質への懸念がある。

1)については、2013年6月25日に提出された「ライシテ研究所」作成の中間報告書(後述するBaby Loup事件に関するもの)に、外交上の懸念が指摘されている。それによると、上記二つの禁止法についてイスラム諸国やアメリカ合衆国において批判の声が上がったことが指摘されており、「フランスでさらに新法が制定されれば、イスラム諸国やアングロサクソン諸国から強い抗議の声が上がることは明白」であり、「フランスのイスラム教徒に対してさらなる差別を加え、宗教的自由に対する侵害を繰り返し行っていると非難されるであろう」と指摘される。また、2)は、個別の事件が発生するたびに個別の禁止立法で対処するという手法により、法律の質が低下しているのではないかと懸念である。

「ライシテ憲章」とは、一定の公的な場所において遵守されるべき価値を理解してもらい、その非宗教的性格が滅却することを防ぐために作成された文書であり、2013年9月9日に公表された。当時のペイヨン国民教育相は、「我々の小学校、中学校、高校に掲示されるこの憲章の役割とは、学校空間における我々の共生のためのルールを喚起することだけではなく、各自がこのルールの意味を理解し、これに適応し、これを遵守することを手助けすることである」と述べている。ライシテ強化のための政策が、共和主義の「原点」である学校に立ち戻ったものともいえるであろう。

学校に配布された「ライシテ憲章」は、15条から構成され、冒頭で「国民は共和国の価値を生徒に共有させる使命を学校に託している。共和国は非宗教的である。学校は非宗教的である」との原則が確認され、第1条から3条において、政教分離や信仰の尊重等の基本原理が参照される。その上で、学校のライシテは人格の陶冶や公民性習得の前提であり(6条)共有共通文化へのアクセスを保障し(7条)共和国の価値や多元的な信条の尊重という学校の円滑な業務を阻害しない限りで生徒の表現の自由を許容するもの(8条)とされる。その他、教職員の役割をライシテや共和国の価値を生徒に伝えること(10条)と位置づけ、教職員の厳格な宗教的中立性(11条)と教育の非宗教性を定める(12条前段)。生徒は宗教上の信条・帰属を援用して教師に対する異議申立や学校ルールの遵守拒否を行うことはできない(12条後段・13条)。

(2)2014年欧州人権裁判所判決

一方、上記ブルカ禁止法は、2014年7月1日の欧州人権裁判所大法廷判決(S.A.S.対フランス事件)により、条約には反しないと判断された。

本件の申立人は、ブルカ・ニカブを着用するイスラム教徒の女性である。本件では、ブルカ禁止法が欧州人権条約8条(私生活の尊重)、9条(信教の自由)、10条(表現の自由)、併合して14条(差別の禁止)に違反するか否かが主な争点となった。

介入・制約の有無:申立人は「禁止に従って自らの信仰に従った服装をすることを断念するか、禁止に従わずに刑事制裁に自らを委ねるか」というジレンマの下に置かれるため、条約8・9条が保障する権利行使に対する「介入」または「制約」が存在するといえる(§110)。本件「介入」または「制約」は、1)法律によって定められており、2)8・9条が列挙する正当な目的を達成するものであり、3)民主社会において必要とされるものでなければならない(§111)。

形式的正当化:1)について、当事者間の争いはない(§112)。

目的審査:2)の目的の正当性について、)公的安全と、)「開かれた民主社会における最小限の価値の尊重」が援用されており、)は条約8・9条の正当な目的の一つである「公共安全」に該当する(§115)。)については、さらにア)男女平等、イ)人の尊厳、ウ)「社会生活における最小限の要請」という三つの価値が援用されるが、ア)「女性が自身の権利行使の一環として要求する行為を禁止するために男女平等を援用することはできず」(§119)、イ)ブルカ着用は文化的アイデンティティの表明である以上、「人の尊厳を根拠に一般的禁止を正当化することはできない」(§120)。

これに対して、ウ)「社会生活における最小限の要請」、すなわち「共生」については、条約8・9条が定める「他者の権利自由の保護」という正当な目的に該当する(§121)。

比例性審査:3)の民主社会における必要性については、まず一般原則として、「締約国の広い評価の余地」(§129)が認められ、「宗教の意義について単一概念を欧州に見出すことはできず」、「規制の範囲や態様については締約国に一定程度任せられるべき」とされる(§130)。

本件に関する判断としては、)「公的安全に対する一般的脅威」が立証されていない以上、公的安全の確保を目的とするブルカ禁止を正当化することはできない(§139)。これに対して、)「他者の権利自由の保護の要素としての社会における最小限の要請」こそが正当な目的であり、本件禁止は「共生」の条件を確保するための措置である限りで正当化される(§140~142)。

結論として、1)顔を隠さない衣服の着用の自由を制限せず、衣服の宗教的意義に基づく禁止ではないこと、2)制裁の軽微性、3)『共生』の様式に反する行為に対応するための禁止であること、4)フランスには広い評価の余地が認められること、5)この問題について欧州にいかなる合意も存在しないこと等か

らして、本件禁止は『『他者の権利自由の保護』の要素としての『共生』の条件確保という目的に比例するものと認められ、条約8・9条には違反しない(§151~159)とされた。

また、「ムスリム女性の境遇に対する特にネガティブな効果がありうるとしても」、本件禁止は「上記のような理由により客観的かつ合理的な正当化がなされる」ため、条約10・14条にも違反しない(§161~163)。

反対意見：本判決には、2名の裁判官による共同反対意見が付されており、1)権利侵害の具体性の欠如、2)覆面行為に制裁をしないとの欧州の共通合意の存在、3)規制対象の助成に対する排除的効果、4)より制限的でない措置の存在が援用されている。

このような欧州人権裁判所の判断については懸念も表明されており、「パンドラの箱を開けた」との指摘や、「公共空間は他者とのコミュニケーション許容義務を相互に負う空間となった」との指摘がある。一方で、男女平等や公的安全の確保を目的とする禁止の正当化を斥けた点は、注目すべきであろう。ブルカ禁止立法は欧州諸国に拡大する兆し(ベルギー、ブルガリア、オランダ、さらにドイツ)を見せており、その際に本判決が重要な立法指針となるであろう。本判決が禁止立法にお墨付きを与えたことは確かであろうが、一定の条件や懸念を提示したことにも留意すべきと思われる。

(3)Baby Loup 事件の発生と第三の立法

Baby Loup 事件の発生：ブルカ禁止法制定の以前以後を挟んで訴訟が継続し、社会的に注目を浴びた事件がBaby Loup 事件である。

本件は、内規で宗教的中立性擁護義務を定める私立保育所の職員がスカーフ着用を理由として解雇された事件であり、2008年の発生から2014年の破毀院大法廷判決まで訴訟が継続し、様々な議論を呼んだ。本件は、1)公共空間で勤務する公務員ではなく、私企業労働者のイスラム・スカーフ着用が問題となった点、2)新たな禁止立法を求める声が噴出し、オランダ政権下の「ソフト」路線を動揺させた点、3)結局、後述する2016年の「第三の立法」に至った点で重要である。

本件は、差別の有無を判定する独立行政機関Haldeに付託された他、裁判所の判断が4件下された。

まず、2010年3月1日のHaldeによる議決は解雇を「差別的」と判断した。その理由として1)本件団体の私的性格、2)2004年スカーフ禁止法の適用不可能性、3)内規による禁止の一般的・絶対的性質などを理由として内規の違法性と差別性を指摘したのである。

これに対して、第一審の労働裁判所は、2010年12月13日の判決において、1)非宗教性原則を定める1958年憲法1条を参照し、内規の労働法上の適法性と肯定した上で、2)本件保育所の予算の80%が公的補助であり公役務性が認められること、3)「団体のライ

シテ」に反するスカーフの着用や命令不服従を挙げて、解雇を適法と判断した。

一方、ヴェルサイユ控訴院は、2011年10月27日の判決において解雇を適法としつつ、憲法を参照せずに保育所職員の中立性尊重義務を肯定した。すなわち、「文化的又は宗教的帰属がいかなるものであれ、地域のすべての児童を迎え入れることを職務とする以上、団体規約に従って職員の中立性を確保しなければならない」というのである。

ところが、上告審の破毀院社会部は解雇を違法無効と判断して、世論や政界の激しい反発を引き起こした。すなわち、2013年3月19日の社会部判決は、1)憲法上のライシテ原則は私法上の雇用者には適用されず、労働法典上の保護を剥奪する理由とはならないこと、2)制限の一般的・不明確な性質からして解雇は差別的であることを指摘して、本件解雇を無効と判断したのである。

さらに、移送後の2013年11月27日パリ控訴院の「反逆判決」は、破毀院社会部判決を覆し、本件保育所を職員に対して中立性擁護義務を要求することのできる「信条企業」と位置付け、本件制限の一般性・不明確性を否定し、解雇を適法と判断した。

結局、再破毀申立を受けた破毀院は、2014年6月25日の大法廷判決において、解雇を「適法」と判断した。但し、パリ控訴院が本件保育所を信条企業と位置付けた部分を否定した。その上で、スカーフ着用中止命令に対する拒否および継続的かつ明確な不服従により解雇は正当化される、とした原審の判断を支持した。

以上のように、本件解雇事件は長期間にわたって裁判で争われ、各裁判所の結論も判決理由も大きく分かれたため、「長大かつ混沌的」と評された。また、労働空間におけるスカーフ禁止を求める世論や政界からの声が大きくなった。今や、公共空間だけでなく、労働空間においてもスカーフ・ブルカ禁止が求められるようになったのである。

第三の立法：労働空間における新立法については、既に2011年に統合高等評議会(HCI)が提案を行っている。HCIは、答申「企業における宗教的表現とライシテ」において、「1789年大革命および人権宣言の方針として受け継がれてきたライシテは、フランスの特殊性、否、当然の専有物であって、擁護、維持、明示されなければならない」とする。その上で、「公共圏」(sphère publique)、「私的領域」(domaine privé)、「社会ないし市民空間」(espace social ou civil)の三分論を提示し、第三の空間にライシテ原則の適用拡大を目した新立法を提案する。

すなわち、第一の「公共圏」とは、第一義的には公役務の空間であり、ライシテ原則が貫徹される。第二の「私的領域」は、住居を典型例とし、宗教、組合、政党も含まれる。そして第三の「社会ないし市民空間」とは、「往来のある公的領域および公衆に開かれ

た私企業」を含み、「他者からのまなざしの下にある共有の場であり、そこでは公的自由が行使されるが、他者の自由の行使や公序の尊重から制限も課される」とされ、ライシテ原則の尊重が求められるというのである。

そして具体的な新法案として、1)「保安、接客、企業内の社会的平穩に由来する必要性から、企業における着衣・宗教的標章の着用および宗教的行為に関する規定を内規に含むことを認める条項」を労働法典に新設すること、2)私立保育所を念頭において、「公役務に適用されるライシテの原則が、公役務の任務あるいは一般利益を担当するような社会保障、社会医療、保育に関する私的組織にも拡大されるべきこと」が提案されている。このようなHCIの提案に沿う形で、少なくとも二度に渡って議員提出法案が提出されたが、成立には至らなかった。

ところが、2016年の労働法制大改正の立法過程において、議員による修正案が提出され、結果として2004年のスカーフ規制法、2010年のブルカ禁止法に次ぐ「第三の立法」が以下の条文として実現した。

「L.1321-2-1条：内規には、中立性原則を定め、労働者の信条の表明を制限する規定を含むことができる。当該制限は、他者の自由および基本権の行使または企業の円滑な運営の必要性によって正当化され、かつ、達成される目的に比例するものでなければならない。」

このようにしてBaby Loup事件は、裁判上の紆余曲折と世論の反発を経て、新立法へと至る結果となった。2004年、2010年、そして2016年と、6年ごとに宗教的表現の自由の制限を予定した立法が実現したことになる。今回新設された条文は、従来の2つの規制法のような直接的禁止を定めるものではないが、企業の内規による宗教的中立性の明定と、労働者の「信条の表明」に対する制限の可能性を、条件付きながら承認するものである。

Baby Loup事件に対応するための新立法の可能性については、学説から次のような懸念が表明されていたところである。すなわち、「私的社会関係における存在と戦う」「新しいライシテ」の現出は、「非宗教的な国家ではなく、非宗教的な社会」を命令するものであり、「もはや開かれた社会の法的基盤の一つではなくなり、実現されるべき状況、すなわち一定の態度や一定の価値に社会を縛り付ける」結果となるという指摘である。

本研究の積み残した課題として、今回の「第三の立法」の今後の影響、テロ事件の頻発を背景とした2016年夏のブルキニ禁止事件の顛末、そしてオランダ政権からマクロン政権への移行が宗教的着衣規制政策にどのような変化をもたらすか等の問題がある。また、ブルカを始めとする宗教的着衣規制立法の欧州諸国への拡大についても分析が必要と思われる。継続的に研究・分析を行っていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

中島宏、団体規制法制の再検討、宗教法、査読無、35号、2016年、91 - 117

中島宏、フランスにおけるBaby Loup事件とライシテ原則適用拡大の試み、憲法理論研究会編『憲法理論叢書 23 対話と憲法理論』、査読無、23、2015年、169 - 181

中島宏、フランスにおけるBaby Loup事件についての予備的素描、山形大学法政論叢、査読有、60 = 61号、2014年、129 - 152

〔学会発表〕(計4件)

Hiroshi Nakashima, The ban on face covering and the religious liberty in France, Joint research forum on migration at the University of San Carlos, 16 march 2017, Cebu (Philippines)

Hiroshi Nakashima, Le principe constitutionnel de séparation entre l'État et la religion au Japon, Colloque international « Loi divine et Raison » au Sciences Po campus européen de Dijon, le 8 décembre 2016, Dijon (France)

中島宏、団体規制法制の再検討、宗教学会秋季学会、2016年11月7日、創価大学(東京都八王子市)

中島宏、フランスにおけるBaby Loup事件：労働と宗教、憲法理論研究会夏季合宿研究会、2014年8月24~26日、清温荘(岩手県盛岡市)

〔図書〕(計2件)

辻村みよ子編集代表、信山社、講座 政治・社会の変動と憲法 - フランス憲法からの展望 - 第 巻 社会の変動と人権の現代的保障、2017年、362

(担当部分：中島宏、フランスにおける宗教的着衣規制立法に関する覚書、219 - 238) 宍戸常寿編、信山社、18歳から考える人権、2015年、98

(担当部分：中島宏、教えに反する授業を休んでもいいですか?、38 - 43)

6. 研究組織

(1)研究代表者

中島 宏 (NAKASHIMA, Hiroshi)

山形大学・人文学部・准教授

研究者番号：90507617